

環境社会配慮助言委員会

第160回 全体会合

日時 2024年9月9日（月）13:59～16:17

場所 JICA本部2階202会議室及びオンライン

（独）国際協力機構

助言委員

東 佳史	立命館大学 政策科学部・大学院 教授
石田 健一	元東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門 元助教
奥村 重史	あずさ監査法人 コンサルティング事業部 ディレクター
小椋 健司	元日本高速道路インターナショナル株式会社 元プロジェクト担当部長
貝増 匡俊	神戸女子大学 家政学部 家政学科 教授
鎌田 典子	一般財団法人 自然環境研究センター研究本部 上席研究員
衣笠 祥次	株式会社三菱 UFJ 銀行 経営企画部
	サステナビリティ企画室 環境社会グループ 次長
源氏田 尚子	公益財団法人 地球環境戦略研究機関 (IGES)
	東京サステナビリティフォーラム フェロー
重田 康博	宇都宮大学 国際学部／国際協力 NGO センター 元教授／政策アドバイザー
柴田 裕希	東邦大学 理学部 准教授
鋤柄 直純	一般財団法人 自然環境研究センター研究本部 元研究主幹
鈴木 和信	日本大学 国際関係学部 教授
鈴木 克徳	特定非営利活動法人「持続可能な開発のための教育推進会議 (ESD-J)」 理事
田辺 有輝 (※)	特定非営利活動法人「環境・持続社会」研究センター (JACSES)
	持続可能な開発と援助プログラム プログラムディレクター
谷本 寿男	恵泉女学園大学 人間社会学部 元教授
錦澤 滋雄	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 准教授
二宮 浩輔	山梨県立大学 国際政策学部 元教授
原嶋 洋平	拓殖大学 国際学部 教授
山岡 暁	宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授

敬称略、五十音順

(※) 会議室参加

JICA

池上 宇啓	審査部 環境社会配慮監理課 課長
西井 洋介	審査部 環境社会配慮審査課 課長
児玉 顕彦	アフリカ部 アフリカ第一課 企画役

傍聴者

井口 次郎	株式会社パデコ
-------	---------

○池上 皆さん、こんにちは。こちらJICA本部におります、審査部事務局の池上です。

音声届いてますでしょうか。届いていましたら何らかのサインをいただけるとありがたいです。ありがとうございます。

では、皆様入られましたので1分前ですけれども、始めさせていただきますと思います。

本日も助言委員会全体会合にお集まりいただきまして大変ありがとうございます。本日、会議室には田辺委員にご出席いただいております、その他皆様、リモート参加となっております。また、阿部貴美子委員、長谷川委員、林委員の3名から欠席のご連絡をいただいております。

まず冒頭、私からいつもの注意事項、留意事項を何点かご説明します。まず参加者、皆様ですけれども、皆さんご承知だと思いますけど、全体会合については逐語録を作成しますので、必ず名前を名乗っていただいた後、原嶋委員長の名指を待ってご発言をお願いします。

また発言をかぶせることなく、前の方の発言が終わってから必ず発言をお願いします。また会議室参加の田辺委員はそちらマイクをいつものように使っていただければと思います。

あとオンライン参加者の皆様については、ハウリングを防ぐために事務局の設定でミュートにしていますので、発言される際に必ずミュートを外すのを忘れないでいただければと思います。また、必須ではありませんけれども、可能であればカメラをオンにいただければありがたいです。そして質問やコメントについては対象者を明確に、誰誰委員への質問ですとか、JICAへの質問とか、そういった形でいただければと思います。JICAの中で審査部宛てか事業部宛てかというところ、特に指定いただかなくてもこちらのほうで適宜割り振って対応させていただきます。

ということで留意事項はここまでとしまして、早速ですけれども、原嶋委員長にマイクのほうお渡しできればと思います。

○原嶋委員長 はい、原嶋ですけど、音声入ってますか。

○池上 はい、大丈夫です。

○原嶋委員長 はい、それでは改めましてよろしくお願いします。それではJICA環境社会助言委員会第160回全体会合を開催させていただきます。よろしくお願いします。

先ほどご説明ございましたけれども、本日、阿部貴美子委員、長谷川委員、林副委員長が欠席ということで、田辺委員は会議室からのご参加ということで承っております。そのほかの委員の皆様は、オンラインでのご参加です。よろしくお願いします。

それでは、今お手元に議事次第、配布されていると思いますけれども開会が終わりましたので、さっそくワーキンググループのスケジュール確認ということで、お願いしたいと思います。大きなところで何かご質問等ありましたら、今承ります。あと細かな日程変更につきましては、数日中に事務局のほうにご連絡いただければと思います。事務局のほうから何かございますか。

○池上 はい、事務局、池上です。特に補足事項などございません。よろしくお願いします。

○原嶋委員長 はい、それでは、今画面に出ておりますけれども、今後の日程につきまして、何か大きな点で確認すべき点ございましたらご発言承りますので、サインを送ってください。よろしいでしょうか。はい、それは特にないようでしたら、次に進めます。細かな日程の変更につきましては、数日中に事務局のほうにメールでご連絡をいただきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

はい、続きまして3番目ですね。本日、案件概要説明ということで1件予定をしてございます。ルワンダ国のマサカ上水道整備事業でございます。ご説明準備整いましたらスタートしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○児玉 はい、ありがとうございます。JICAアフリカ部アフリカ第一課の児玉と申します。

そうしましたら、私のほうからルワンダ向けマサカ上水道整備事業の準備調査の概要説明ということで進めさせていただきます。次のスライドをお願いします。

はい、こちら目次でこの流れに沿って概要をご説明してまいります。次をお願いします。

まず事業の背景ですが、本件対象地域は首都キガリ市の南東部にあるマサカセクターというエリアになります。こちらですが、急速な宅地開発に伴い人口が増加していて、それに伴って水需要が急増して給水率については33%という状況になっております。1ポツ目ですが、この先も人口増というのが見込まれていまして、需給ギャップというのは年を追うごとに広がっていく状況となっております。次のスライドをお願いします。

こちら本事業の必要性・意義ということで、本事業については2021年にJICAが支援したキガリ市上水道マスタープランの中で、15年投資計画というものが提案されていまして、その中での優先事業の一つとなっております。ご説明のとおり、こちらのマサカセクターを含むキガリ市では宅地開発に伴う人口増加が起こっておりまして水需要急速に増加して行くため、非常に緊急性の高いプロジェクトとなっております。

本件の意義としては、ご説明のとおりですが、円借款によって、このマサカセクターの生活環境の改善を目的として、新規の取水施設、浄水場・配水池、送排水管網を整備するという計画になっております。一番下のところですが、水源としてはマサカセクターの近くにあるNyabarongo川のあたりから井戸を開発して、そこから地下水を取ってくるということを考えております。次のスライドをお願いします。

こちら事業概要のスライドです。事業内容としましては、繰り返しになるんですが、浄水場施設ということで、一日当たり2万m³の容量を持った施設、あとは取水の井戸ということで最大20本、導水管、送水管、配水池、配水管、給水設備の整備を予定しております。次をお願いします。

こちらが対象地域を示した図になります。マサカセクターですが、キガリ市の南東部にございます。こちら少し見にくいんですが、マサカセクターの近くに黒い線がありまして、こちらがNyabarongo川、蛇行している線ですね。Nyabarongo川になります。こちらに最大20本位の井戸を設置して、そこから取水していくことを考えております。給水区域の中で10箇所の配水池が設定されていまして、一番大きいものが中心、一番色が濃い辺りになるんですが、Cyimoの丘の頂上に配水池を建設して、そこから給水をしていくという計画にしております。次をお願いします。

こちらが浄水場と取水場の計画を示した図となっております。このNyabarongo川なんですけれども、川の表流水自体は濁度が高く汚染リスクがあるということで、取水源としては近隣の井戸からの地下水を取水するということを考えております。浄水場と取水の予定地なんですけれども、2021年のマスタープランで提案されているものとは違うところを検討しております。こちらについてはあとで説明させていただきます。次をお願いします。

こちらが施設一覧となります。こちらマスタープランで提案されているものがベースとなっております。まず井戸と導水管についてはこちらに記載のとおりでして、総数最大20本程度で最大30m

ほど掘るといったような開発を予定しております。で、浄水場についてもちょっと細かくて恐縮ですが、こちらについても既存の施設を元に機能とかを設定したものとなっております。はい、次をお願いします。

こちらが送配水システムということで、先ほどとちょっと若干繰り返しになるんですが、川沿いの浄水場からマサカセクター全体に給水できるように排水池10箇所を整備して送水管を設置するということを計画しております。次のスライドをお願いします。

そして環境の現状についてご説明します。大きくは顕著に脆弱な環境というものは認められていないんですが、生物多様性についてご説明をします。こちらの取水施設の予定地ですが、こちらはIBAの池内にある可能性がございます。こちらIBA指定となっている背景なんですけれども、上の地図のところでWetland、湿地とある所が確認できると思うんですが、こちらパピルス優占湿地となっていて、それに伴う生態系というものがIBA指定の背景となっております。具体的には希少種となる鳥というものが生息するとされていて、一番下になりますが、本調査の実施に際して現地ですべて予備的に情報収集をしたところでも、取水施設予定地周辺のところではアカハラセグロヤブモズであったりとか、あとカバとかですね、希少種が確認されております。次をお願いします。

こちら事業アプローチレベルの代替案の検討となります。こちら簡単にご説明しますが、3案検討しておりまして、事業を実施しないという代替案1、あとは代替案2としてカレンゲの浄水場の取水能力を強化してマサカセクターに送水するという案、代替案3として本事業、ということで検討しております。代替案1は省略させていただきますが、代替案2としてはですね、こちらマサカセクターからさらに南東部に20kmほど離れたところに浄水場、既存のものがございまして、それを隣接する湖から取水しているんですが、そこからの取水能力をさらに強化して、マサカセクターまで全部カバーできるようにしようという案となっております。こちらについては先ほどお見せしたパピルス優占湿地等の影響というものはほとんど想定されません。ただし、こちらの既存の施設の能力拡張に当たって、取水施設の拡張、浄水場の拡張、あとは管についても対応するだけの敷設というものがなくなってきまして、その過程で社会環境影響のところに記載してございますが、相当数の土地区画への影響というものが発生する見込みで、そういった背景によって代替案3よりも非常に長い時間がかかるということと、あとは非常に遠くから水を送ることになるので、事業費というものも大きくなるということが想定されており、現状では代替案3が選定対象というふうに考えております。次のスライドをお願いします。

こちらが取水・浄水施設用地の候補を地図に示したのとなっております。現在3つの案検討しておりまして、3-1がマスタープランの中で提案されていたもの、3-2がそこから少し東にずれた川沿いのエリア、3-3というのがさらに下流のほうに少し移動したものだ、この3案で検討しております。次のスライドをお願いします。

こちらがそれぞれの案について表に示したのとなっております。まず、代替案の3-1なんですけれども、こちら先ほどご説明したパピルス優占湿地内に施設が入るような形になりますので、自然環境影響としては評点0という形にしております。また、電気室のところに記載してございますが取水施設については雨期になると水没のリスクがあるということで、下のほうの維持管理についても困難ということで評価をしております。これに対して代替案の3-2と3-3ですが、これらについては一

番上ですね、パピルス優占湿地を避けて施設を整備することを検討しておりますので、その点では評点を高めにつけております。あと3-3についてはですね、社会環境影響の部分というのが十分情報がなく、評点つけられていない状況ではあるんですけども、送水管のところをご覧になってわかるとおりですね、3-2のほうが3-3に比べて、マサカセクターにより近くにあると、浄水施設により近くにあるということになるので、送水管の観点では短く済むといったところで、現状ではこの3-2を選定対象と想定しております。次のスライドお願いします。

こちらから環境社会配慮事項ということで、項目に沿ってごく簡単にご説明をします。こちらの案件ですが、先ほどご説明のとおり影響を受けやすい地域っていうものを対象とする案件となってくるので、カテゴリAを設定しております、それに沿った対応をまいります。次のスライドお願いします。

こちらが汚染対策についてですが、これら想定される影響については、それぞれベースライン調査等を行って影響を評価してまいります。次お願いします。

こちら自然環境についてでして、先ほどご説明のとおりパピルス優占湿地の生態系への影響というところもございますが、ほかにも想定される影響というものがありますので、保護区への影響、水象への影響、地形・地質への影響を確認してまいります。次お願いします。

社会環境についても、こちら想定される影響について、それぞれ対応してまいります。

あと、その他ですが、1点補足させていただきますと、下から2番目のところに物理的準備調査というものを記載してございます。こちら具体的には井戸の試掘ということで、井戸の試掘に際して簡易のIEEを実施して、その影響の緩和策というものを検討していくということで、本件に特有、ちょっと特殊なものということで補足説明させていただきます。次お願いします。

あと、こちら電気探査計画、調査の中で予定しておりますので、これについてちょっと個別に説明させていただきます。こちらの電気探査についてはスコーピングのワーキンググループに先立って実施することを予定しております。この電気探査なんですけれども、調査目的としては地質構造の概要を確認するというものでして、そのあと実際に試掘を進めていくに当たっての情報源、効率的に試掘を進めていくための基礎資料となる調査となっております。具体的にやる内容としては、こちらの写真のとおりですね、こういう人の手で持てるような機材というものを持ち込んでいって電気を通してその反応を通じて地下の構造を分析するといったものになっておりまして、環境社会影響という物は想定されておられません。ただ、すぐにやらなきゃいけない背景としては、こちら乾期に実施する必要があるんですけども、下のほうの降雨量の推移をご覧くださいとわかるとおりですね、9月からもう雨期に入ってしまうということがあるので、乾期のうちに本調査を実施できればと考えておりますので、そういった背景がございます。はい、次お願いします。

そしてこちらが調査の内容、技術的なところの説明ですが、その土地の性質に合わせて垂直方向の探査というのと、あとは2次元での探査というものを予定しております。はい、次お願いします。

こちらが実際に電気探査をやる地点を示したものでして12点ですかね、ございますが、それぞれと先ほどご説明したパピルス優占湿地のところを外すような形で設定をしております。はい、次お願いします。

こちら最後のスライドになります。こちらがスケジュールでして、現在9月ですが10月にスコーピングのワーキンググループをやって、第1回調査、そして雨期と乾期、両方調査する必要がある関係

上、少し長めの期間がとられていますが、来年にかけて第2回の調査をやって、審査に入っていくということを考えております。

私からの説明は以上です。ありがとうございました。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

ちょっとあらかじめの確認ですけれども、2021年のマスタープランとの違いをあとから説明されるというところが、ちょっとはっきりしてなかったという点が1点。あと代替案3-1と3-2で、結局表では3-2が選定になっているけど3-1を選定したということなんですか、ちょっとその点をまずご説明いただけませんか。

○児玉 はい、ありがとうございます。失礼しました。

マスタープランとの違いに関して言うそうですね、二つ目のご質問のポイントと重なってくるかなと思うんですけども、マスタープランの中では3-1から取水と浄水施設の整備ということが想定されておりました。ですが、この3-1というところが一つはそのパピルス優占湿地のところと重なってきているということと、あとはこちらスライドの13にも記載のとおりですね、季節によって水没するということが確認できていますので、ちょっとそのサイトとして難しいんじゃないかということで、こちらがマスタープランからの想定と変わった部分となっております。ですので、こちらのスライド13のところでは、3-1がそのパピルス優占湿地に該当しているという、水没のリスクがあるというところから、その少し東側に移動させた3-2というところを候補地として現状選定しております。

以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、今のご説明に対するご質問等いただきますので、概ね3名ずつで区切って対応していきます。よろしくお願いします。

源氏田副委員長、お願いします。

○源氏田副委員長 はい、ありがとうございました。ご説明ありがとうございます。源氏田です。

生物多様性について2点ほど確認をさせていただきたいんですけども、まず1点目ですね、このNyabarongoの湿地なんですけれども、IBAそれからKBAに指定されているということなのですが、こちらルワンダの国内で、ルワンダ国の例えば自然保護区、あるいはルワンダ国の国立公園に指定されているという事実はないのでしょうか、というのが一つ目の確認事項です。

それから二つ目なんですけれども、このNyabarongo湿地なんですけれども、中にその準絶滅危惧種のアカハラセグロヤズモズとかですね、あるいは絶滅危惧Ⅱ類のカバが生息しているということで、こうなるとJICAのガイドラインでいう、重要な生息地に該当するということになるかと思うのですが、こちらについてJICAの認識を伺いたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございます。

続きまして、鋤柄委員、どうぞ。鋤柄委員、聞こえますか。お願いします。

○鋤柄委員 はい、鋤柄です。4点ほどお伺いします。

一つは、EIAについてです。スケジュールを見ますと、乾期と雨期合わせて3か月程度をとっておられます。やや短いような感じがしますが、これは、既にマスタープランの段階でEIAの承認を受けているので、先ほどご説明にありましたとおり、浄水場の位置と取水位置を変えるという、その部

分についてだけEIAをやり直す、そのためにこういう調査期間になっていると、そういう理解でよろしいでしょうかというのが1点目です。

2点目が物理的準備調査、井戸の試掘、についてです。この井戸の試掘は現在済んでいる協力準備調査の一環として実施するので、簡易なIEEで影響を把握した上で進めるという理解でよろしいでしょうか、というのが2点目です。

3点目がこのNyabarongo川の流れについてです。この川はこの事業地周辺ではかなり屈曲してしまして、流量ですとかパピルス湿地の分布など、これらは相当大雨があるたびに変わってると思います。この変化の状況はどうなっているのか、一年単位ですとか、あるいは十年単位でどのような変化をしているのか、現時点でわかっていることがあれば教えてください。

あと4つ目は、取水井戸についてです。これはご説明の図面にもありましたが、水面に作るものではなく、地面の上に設置して掘り込んでいく、そういうものだというふうに理解しました。だとすると、パピルス、これは水の中に根があって茎や葉が水面上に出てる植物だと思いますが、そのパピルスが生えているところにこの井戸を設置するということはできないという印象をもっております。取水井戸がパピルス湿地に対しての攪乱を与えるとすると、どのような攪乱を想定しているのか、それについて教えていただければと思います。

以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

それでは谷本委員、聞こえますか。谷本委員、どうぞ、

○谷本委員 はい、谷本です。よろしいですか。担当課に質問コメントが3点ほどあります。

まず1点目ですね、スライドの4をお願いします。はい、ここで本事業の必要性の3つ目、マサカセクターはKarenge浄水場からというふうになっていて、1980年代に建設された、漏出が多発している云々ということですね、でこの漏出の程度はどの程度なのか。量、あるいはパーセントですね、これを分かれば、今教えていただきたいと。さらにワーキングの会合では、この漏出の状況をより詳しい資料に、それを出していただきたいと思います。これが1点目です。

2点目ですね、これはスライドの10番をお願いします。3.環境の現状ということで、この生物の多様性について3点ほど書かれておりますけれども、JICAの環境ガイドライン2022年版から判断して、このような生物多様性が認められる地域において、本事業のような取水施設の予定地を設定して良いのかどうか、ちょっとこれは私自身疑問に思いますので、ここも後ほど説明をいただきたい、あるいはワーキングの時に、より詳しい資料を出していただきたいと思います。

それでは3点目スライドの13、代替案検討：取水・浄水施設用地の代替案一番上の評価項目の真ん中のところ、代替案3-2（3-1に隣接する下流部）というところの、一番下の選定結果及び理由の欄ですね、ここに注目してください。ここで選定の理由というんですかね、結果ですかね、湿地生態系への影響は代替案3-1より小さく、用地取得・住民移転についてはと以下書いてありまして、それで他方、十分な水量が得られないリスクがあると。送水管が短く事業費が小さい。他方、十分な水量が得られないというようなことなんですが、これがですね、この事業をやるのかやらないのか、どうしても私自身は判断ができないということで、この点も事業部から説明をいただく、あるいはワーキングの時に資料を出していただければと思います。

以上です。ありがとうございました。

○原嶋委員長 児玉さん、合わせて9つぐらいありますけど、一部重なってますのでコンパクトに受け止めお願いしていいでしょうか。

○児玉 はい、どうもありがとうございました。

まず1点目のご質問ですね、こちらのNyabarongo川周辺の地域というのがルワンダでも保護区になっているかというところですが、こちらについては国立公園には指定されていないと把握しております。

あとですね、その重要な生息地であるというところで、案件実施することについてどうかというところでは、改めて現地調査をやって影響とか把握したうえで慎重に検討していくということになるかと思っております。

あと、ふたつ目の方からいただいたご質問で1点目、EIAの期間が短く設定されているんじゃないかというところについては、おっしゃっていただいたとおりですね、基本のマスタープランの中で承認を得ているものがありますので、これをアップデートする形というものを想定していますので、それを見込んだ期間という形で設定をしております。

あと2点目ですね、物理的な調査のところ、これについては協力準備調査の区間でやるということ想定しておりますのでおっしゃったとおりだと思います。

あと3ですね、この川が非常に曲がりくねっているの、その形とか湿地の状況っていうのはどう変わるかっていうところですが、これについてちょっとまだ現状詳細な情報はないんですけれども、マスタープランで候補地としていたところが現状水没のリスクがあるという状況にもなっているということなので、多少流動的なものであるという想定をもって調査を進める必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

あと4点目ですね、井戸の場所についてのご質問コメントをいただいております。こちら井戸を作る場所としては川から離して作るということ想定しております、恐らくスライドの10、11、13あたりと比べていただくと分かりやすいかと思うんですけれども、パピルス優占湿地内にそういった取水とか浄水施設を置くということは想定しておりません。スライド10の中ですと具体的に言うと、3-1がそのWetlandのところに重なってくるんですけれども、ここについてはちょっと厳しいのかなというふうに思っております、代替案として3-2、3-3として、Wetlandと重なっていない場所というのを検討しているという状況です。

あと最後にいただいたところで、1点目のところで無収水の量に関してのご質問ございました。こちらピンポイントで、この間についての情報っていうのは取れていないんですけれども、キガリ市のあたりでは4割ぐらいが無収水になっているという情報がございますので、同等のレベルの無収水というのは発生している可能性があると考えております。こちらちょっとワーキンググループの中で、より情報を出すことになるかと思えます。

あとスライド10のガイドラインのところとの関係というところで、こちら繰り返しになってしまいうんですけれども、まずそのパピルス優占湿地というものに影響を与えない形でのサイト検討というのをやって、その中でもどういう影響があるのかというものを精査していくということを考えております。

最後にいただいた質問ですね、取水の候補3-2のところで、十分な水量がないと見込まれるというところについてのご質問でしたが、こちら若干ちょっと表現わかりにくいところがあったかもしれ

ないんですけども、具体的にはですね、データがどれぐらいの水が取れるかといったデータがないため、不確実性が存在するということになっておりますので、協力準備調査の中で十分に水量を確保できるかといったところを検証して行って、もちろん難しいようだったらさらに別の案を検討していくということになろうかと思います。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、ちょっとまだ先ございますので、続けていただきます。あと、重要な生息地の位置づけと、本件との兼ね合いについては、また後程、審査部のほうの見解も用意しておいてください。

鎌田委員、聞こえますか。

○鎌田委員 はい、聞こえております。ありがとうございます。

○原嶋委員長 よろしくをお願いします。

○鎌田委員 はい、2点ほどあります。

1点はちょっと、今のやり取りの間にほとんど解決されたんですけど、すみません、1点目はちょっと私の経験不足、理解不足からくる質問かもしれないんですけど、先ほど、今この表示されている表の代替案3-2では、まだ不確実性があるということで、これがデータ不足だということは理解しました。今はまだ不確実性の段階だと思うんですけど、調査を進めたうえであまりこう水がこの場所で取れないとなった場合のプロセスとしては、別の場所を再度検討するのか、もしくは、今避けるべきとしているより湿地に近い代替案3-1もまた候補に挙がるのか、ちょっとそういったことのプロセスを教えていただきたい。もう一つが、この地域IBAに指定されているということで、ちょっとIBAのページを検索してみたところIBAの中でも特にこう劣化が進んでいるエリアとして選定されているIBAs in Dangerというものにここは指定されているそうです。その理由として書かれているのが、農業による深刻な圧力があり、またこのエリアは全く保護されていないと、先ほどから質問もこの点についてありましたが、保護規制がかかっていないと書かれておりました。これに関連して質問なのが保護規制については、またちょっとこれはBirdLifeが言っているのみなので、また改めて調べていただきたいのと、この予定地の周りの土地利用というのはどうなっているのか、またこれから調べる予定なのかというのを教えていただきたいです。というのも、特に農業の利用という、農地利用が周りに拡大しているのであれば、その農業の水の取り方によっては相互影響が出てくるのかなと思い、周りの土地利用についてちょっとわかる範囲で教えていただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

○原嶋委員長 はい、貴重なご指摘ありがとうございます。

錦澤委員、聞こえますか。はい、どうぞ。

○錦澤委員 はい、スライドの7ページ目なんですけれども、これは地下水から取水するっていうのを前提に進めているんですけども、ちょっとその理由が、私にはまだ十分に理解できていなくて、表流水から取ると汚染リスクがあるということなんですけれども、浄水場を設置して浄水場で浄水するということでは対応ができないということなんですか。ちょっとその点について教えてください。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございます。

柴田委員、聞こえますか。

○柴田委員 はい、柴田です。

○原嶋委員長 お願いします。

○柴田委員 はい、ありがとうございます。

3点ありまして、1点目は、地下水の水量についてはこれから評価するということだったんですけれども、地下水の水質について先ほどもその表流水より濁度が低いということだったんですが、汚染の状況についてVOCや重金属、最近日本なんかだと有機フッ素化合物なんかもよくPFASですか、言われてますけれども、地下水の汚染状況について評価が既にされているのか、されてなければまたワーキンググループの時に、またそういった情報もつけていただければというのが1点目です。

それから2点目なんですけども、社会影響ですね。水利用に関しての社会影響が接続時に一時期断水が生じるというようなことが書かれていたんですが、これ自然影響の水象の評価とも合わせてということになると思うんですけれども、地下水ですので帯水層は繋がっていると思いますので、その下流域なんかの地下水利用ですね、そういったところも接続性によっては社会影響が発生する可能性があるかなというふうに思いますので、そのこのところ必要に応じて配慮を検討していただければというのが2点目です。

それから3点目なんですけども、ちょっと話が広がってしまうんですが、今回その取水した水を供給する先、利用が何になるのかっていう先ほどの質問もちょっとあったんですが、例えば生活用水なんかだった場合に、その排水の処理ですね、排水の処理インフラに新たな負荷が掛かる事になるかなというふうに思うんですけれども、その取水して水を供給したあとの水処理については、どういうふうにこのプロジェクトの中で検討されているかというのが3点目です。

以上、3点です。

○原嶋委員長 はい。

鈴木克徳委員、聞こえますか。

○鈴木（克）委員 はい、聞こえます。

○原嶋委員長 よろしくをお願いします。

○鈴木（克）委員 はい、ありがとうございます。鈴木です。

私は、今までにいただいたご意見と重なる部分があるんですけれども、代替案2について否定されている理由っていうのが、今一つよくわからないと思って教えていただきたいと思っています。まず、地下水の賦存量との兼ね合いですけれども、2万m³というのはかなり大きな量になってきて、場合によっては生態系への影響みたいなものも、特にパピルス湿地帯への影響とか、そういったものも考え得るんじゃないだろうかと、賦存量がどうかということについては今後調査をするということになっていきますけれども、かなりの量を取るの地下水取水による影響っていうのは、なかなか判断しにくい部分もあると思うんですけれども、一般的に言うと、水質的にはいいだろうけれども、問題を起こす可能性があるのではないだろうかとということが1点目です。

2点目は濁度があってというお話ですけれども、先ほどのご指摘にもあったように、今の浄水技術ということ考えた時に、濁度が問題になるというのがちょっと考えにくいかなと思うんですけれども、何か特別な理由というのがあったらどうか、今の形でも、砂ろ過とかを行うことになっていて、さらに曝気を行うことになっています。このプロセスには凝集沈殿は入っていないみたいですが、凝集沈殿もプロセスとして入れていけば、濁度で問題になるということは考えにくいのかなということが2点目です。

3点目ですけれども、現在マスタープランに基づいてというご説明がありました。マスタープランを2021年に作って15年間後ということで2035年ぐらいということになります。2035年の水需要予測を見ると、ほぼこの2万 m^3 あれば足りるということだろうと思うのですけれども、2040年、2050年という時には圧倒的に足りなくなると予測されます。その場合に将来の拡張可能性ということを考えて、この地下水をさらに2万 m^3 から3万 m^3 、4万 m^3 というふうに増やしていく予定なのでしょうか？今は時間もかかるし金もかかるかもしれないけれども、将来の拡張可能性ということ考えた時には、むしろ表流水を取るという代替案2のほうが将来的には好ましくなる可能性があるのではないだろうかと思われたのですけれども、その点についてのご見解というのを教えていただけたらと思います。

以上です。

○原嶋委員長　ありがとうございます。

児玉さん、大きな点として、今回は表流水と地下水という選択で表流水を選んだ、いろいろ濁度の問題とか量の問題ありますけど、そこについての疑義と言いますか、それにまとめて対応お願いします。あと、細かな点としては、地下水の水質と、あと供給源、供給先の排水と下流域の地下ですね、このあたり出てますので受け止めお願いしてよろしいでしょうか。

○児玉　はい、ありがとうございます。

まず、じゃあその大きなところですかね、その表流水と地下水のところの比較のところではいくつか回答させていただきます。

まず恐らくスライドの13ですかね、失礼しましたスライド11のほうですかね、代替案2と3の比較というところで言いますと、代替案2が湖の水なので表流水的なもので、代替案3が地下水という形になっているのですけれども、この代替案2と3の大きな違いのところでは、取水の場所というものがまったく違って、代替案2のほうはマサカセクターからさらに20kmほど離れた場所にありますので、ここから取水するとマサカセクターにまた送るために非常に大きなコストがかかるということと、それに際していろんな土地とか構造物への影響が発生してしまうというところで、現状では代替案3のほうが良いのではないかとこのように考えております。あと、代替案3の中でも川の水ではなくて、川の近くに井戸を掘って、その地下水を利用するということについて言うと、濁度というところがあったのですけれども、すみません、ちょっと説明が不十分だったのですけれども、濁度に加えてマスタープランの中で確認されたところだと、アンモニアとかバクテリアとか鉄、マンガンといったもので汚染されている原水があるというのもこのあたりのエリアで確認されていて既存の浄水施設でも同じような形で井戸で地下水をとって浄水場で処理をするという形をとっていますので、マスタープランの中ではそれを参考にしてスコープを設定したという形になります。恐らくおっしゃるとおり、浄水場だけで全て処理するということも考えられるかもしれないのですけれども、現状ではコスト面で地下水をとって浄水場で処理するという形が効率的というふうに考えております。

あと関連するご質問で、このマスタープランの期間のあと2035年以降どうするのかといったところですが、そうですね、ご指摘のとおり拡張していくということが必要になってくるかと思うのですけれども、そういったところでは、今考えているやり方というものに固執せず、その時一番最適な形というのを改めて検討していくことになろうかと思います。というところがちょっと表流水と

地下水のあたりでの回答となります。

あと、ちょっといただいたご質問のところで、回答していきますと、最初鎌田先生にいただいたところですね、3-2のところと取水のサイトについて調査した結果、ちゃんとした水量が得られなかった場合どうするのかというところですが、基本的には改めてちゃんと水量が取れる取水サイトというのを検討していくということになろうかと思います。その中ではですね、3-1に戻るかという観点ですと、予断はあまりできないんですけれども、やはり難しいポイントとしては優占湿地にかなり干渉するであろうということと、あとは雨期になると水没の可能性があるということで、そのような状況にある限り、3-1っていうのは難しいオプションなのかなということを基本的に考えております。

あとは2点目いただいたご質問でIBAの中でIBAs in Dangerということで、農業がちゃんと管理されていないというところがありましたが、ここの土地利用についてまだ詳細に確認は出来ていないんですけれども、農作業が行われているというところの情報は得られていますので、ちょっとその利用状況とかは協力準備調査の中で確認していくことになろうかと考えております。

○原嶋委員長 供給先と、そこでの排水のインフラ整備、地下水の下流、地下水の先ですね、下流への影響ですね。

○児玉 はい、ありがとうございます。

そうですね、生活用水として利用した後どうなるかというところですが、現状されているとおりの形で流していくということが現状考えられるんですけれども、ちょっとどういう対応できるかというところは調査の中で確認してまいりたいと思います。あとそうですね、地下水をくみ上げることによる下流であったりとか、そのセクターへの影響というところについてもちょっと現状あまり詳細なデータがない状況ですので、協力準備調査の中で確認してまいりたいと思います。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございます。

審査部のほうでちょっといくつかもう1個大きな論点がIBAですけれども、JICAのガイドラインの重要な生息地としての、本件がその重要な生息地としての位置づけになる可能性があるということと、その場合、どういう対応をJICAのほうで考えるのかということ、若干ご存知の方もいらっしゃると思いますけど、説明お願いしてよろしいでしょうか。誰かな、池上さんかな。

○西井 審査部の西井でございます。

○原嶋委員長 西井さん、お願いします。

○西井 はい、ご説明させていただければと思います。ありがとうございます。

本件事業に関しまして、既に事業部のほうからもご説明ありましており、希少種が生息していることが確認されておりまして、かつその希少種の営巣地である可能性もあると聞いております。詳細は協力準備調査の中でも、さらに調査を進められるとは思いますが、現時点で、この希少種の営巣地の疑いがあるということをもって、重要な生息地に該当する可能性はあると言えるかと考えております。皆様、ご承知のこととは思いますが環境社会配慮ガイドラインの中で生物多様性の中で重要な生息地に関する規定として、プロジェクトは重要な生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものではないという規定がございますので、この規定に該当するかないかというところは慎重に確認をしてまいりたいと考えております。この、著しい転換または著しい劣化を伴うものかどうかというところに関しましてはFAQの中でも詳細を規定させて

いただいているのですが、その重要な生息地で事業を実施するにあたり著しい転換または劣化を伴わないようにするためにはどういう条件が満たされれば認められるかということが書いてあります。重要な生息地以外での事業がそもそも代替案として存在しないというところをまず確認したうえで、IFCの規定に準じる形で重要な生息地に存在する生物多様性の価値、ならびに生態系の主要な機能に重大な負の影響を与えないこと、合理的な期間にわたって絶滅危惧種の個体数に純減をもたらさないような内容であること、あとそれらの中身に関して効果的、長期的な緩和策及びモニタリングが実施されることという条件が示されております。ですので、重要な生息地の可能性はあると思っておりますが、ほかに代替案がないこと、これらの条件が満たされるかどうかを確認したうえで、この事業の妥当性を確認したいと考えております。

○原嶋委員長 はい、とりあえずご説明ありがとうございました。

ちょっと先に進めさせていただきます。山岡委員、お願いします。

○山岡委員 はい、山岡です。

私も代替案についてコメント、質問です。先ほどから何名かの方がですね水量、水質、処理について、さらに鋤柄委員は河川の蛇行についてご指摘されてましたけれども、それらに関して私も質問しようと思ってましたし、先ほどJICAからの方からご説明はありましたけれども、それらを踏まえて質問させていただきたいと思います。

1番目はですね、代替案で2と3、10枚目のスライドでしょうか。やはりこれがですね、わかりにくいので、いろいろ皆さんから代替案ですね、出てると思うんですけども、やはりこのプロジェクトですと重要なのはやっぱり水量の確保、水質、それに工事費、工期も含めてだと思いますが、それプラス環境影響評価という、こういう大きな項目になると思うんですけども、どうもその水質、水量、工事費について、ある程度定性的な言い方をされてますけれども、数字が出てきてないんで、この2と3でどの程度違うのかなっていうのがまずわかりにくいっていうのがありますんで、このへんは直していただいたほうがいいのかなと思います。これが1点目です。

2点目、先ほどから出てます濁度なんですけれども、今のこの代替案3の地下水を取るという案ですと河川のすぐ近くですので、基本的に河川の水質とあまり変わらないと思います。先ほどJICAのご説明でマスタープランでの水質、濁度、アンモニア、バクテリア、鉄、マンガンというご指摘ありましたが、私もレポートを読んだんですが、これは地下水からも出てるものかなというふうに理解いたしました。恐らく河川のほうが濁度は高いので、そこを意識されてるところはあると思うんですが、鈴木委員からもご指摘ありましたように、濁度自体は、今そんな普通に処理されてますので、逆に表流水で多量に取水して処理したほうが安くあがる可能性はあるかなと思います。凝集沈殿池というよりも、凝集よりもその前に水をくみ上げて、一旦流速を落として沈砂池を作って、その後に水質のほうを改善するというようなやり方になるのかなと思いますので、表流水の可能性はあるんじゃないのかなというふうに思います。そういう意味でNyabarongo川からの周辺の地下水ではなくて、この川から直接取水する案というのは、これはもともとなかったんでしょうか、というのが追加の質問です。

最後、地下水、これボーリングですけども、先程から雨期に水没の話がありましたけれども、河川が氾濫したり洪水がおきますと、やはりこの井戸っていうのは損害を受けやすい。土砂が入り込んで井戸が使えなくなるというリスク等もあると思いますので、必ずしも河川の近くに井戸を作る

というのは、いいことばかりではないと思います。そうすると、もうちょっと標高の高いところを作る可能性はあるんですけども、そうなりますと、またこれ山を切ったり、土砂運搬したり、事業費が高くなる可能性もありますので、やはりある程度そういうところを総合的に評価したうえで、代替案というか、最適案を決められたほうがいいのではないのでしょうか。

以上、質問とコメントです。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

それでは衣笠委員、聞こえてますか。すみません、お待たせしました。

○衣笠委員 聞こえております。

○原嶋委員長 よろしくをお願いします。

○衣笠委員 ありがとうございます。

まず私のほうから4点で、1点目は、山岡委員からもありましたところで、代替案2と代替案3の比較というところでございます。数字がいくつか入ってないところあって、わかりにくいというご意見もありますが、特にそのいろんな要素があるものの、今回代替案3として選ばれたところとしては、人口増加に伴う一定のこの緊急性が認められるということで、代替案3というふうに一つ設定されているのかなというふうに思ったんですけども、代替案2のですね、供用開始時期のこれは明確に書いてないというところなので、代替案3は2032というふうに書いてありまして、これはどれぐらいの差があるのかというところは、やはり見ていきたいところだなというふうに思いましたので、ここの代替案2と3のところというところであります。

代替案3のところで言うと、まず社会環境のところです。スライドの17でRAPの作成をしていきますというところを書いてあるかなというふうに思います。この土地については、一部その配水池とかですね、農地が9区画とですね、確認されているところかなというふうに思います。土地利用のところも今後どういった土地利用がしているのか、詳細を調べていくということかなというふうに思っておりますけれども、ぜひこの農地ということで、農地所有者の経済移転とかですね、農地で働いている生計手段への影響といったところも、今後のワーキンググループ等で調査の結果というのを会議していただければなというふうに思っております。

スライド右下16のところの自然環境というところで2点申し上げさせていただきます。新規水源ですね、このNyabarongo川ですか、そういう井戸ですということで電気探査を行うということなので、今後、帯水層の確認を通じて、いろんなことがわかっていくということなんだろうなというふうに思いますけれども、この用水が地盤沈下につながる懸念も検証をしていただければなというふうに思っております。また、多くの委員から話が出てましたけれども、地下水と表流水のところで、水文的に連結しているのだろうということだと思っておりますけれども、今回ですね、話を改めて聞きますと、希少種の営巣地の可能性もあるということです。この水文的に連携しているということで、いろんな影響が出てパピルス優占湿地への影響のその、生物多様性のところですね、懸念は改めていろいろと調べていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

はい、私から以上です。

○原嶋委員長 はい、どうもありがとうございました。

もうお一方、貝増委員、お願いしてよろしいでしょうか。貝増委員、聞こえますか。

○貝増委員 はい、聞こえます。

○原嶋委員長 よろしくお願ひします。

○貝増委員 はい、私はですね、山岡委員とそれから衣笠委員と同じでスライドの10枚目でしたっけ、代替案のところの2と3の比較のところですね、こちらのほうのやはりその仕様、特に事業規模だとかと、それから使用開始時期とかっていうところが、少し読んでいて引っかかったところです。ここをもう少し定性的ではなくて、もう少し具体的な数字、例えば片方を1とすると、片方を例えば、誤差の範囲があると思うので、例えば2から3とかの形で定量的に比較することです。あと次のスライドの13では、例えば評点とかつけてるんですけども、評点つけるとかっていう形で代替案2と3の比較を見せてもらったりすると、もう少しわかりやすかったのかなと思います。はい、それが1点目です。

2点目ですが、そもそもの話でマスタープランの調査の報告書を読んだら良かったのですが、この地域ですね、今回の地域は給水率約33%というところで慢性的には毎日水が不足しているというふうなことが書かれてるんですけども、この不足している分で、この浄水施設から水を得てない非利益者の人たちですね、その人たちがどのような生活を送っているのかっていうところを、知りたくて。特に飲料水とか調理とか使う水であれば運んできてそこで自分の家庭内で使うことはあると思うんですけど、洗濯だとかあと水浴びだとかっていうところで、例えばその川に行って、ある国で言えば川で行水をするということをやったりとかすると思うので、そのあたりを教えていただければと思います。よろしくお願ひします。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

それでは児玉さん、根本的にその地下水か表流水かという、その代替案の検討そのものがやや具体性が欠けるということと同時に、そもそも濁度などを理由に地下水を選ぶということの判断の妥当性についてかなりの疑問が集中していますけども、受け止めとワーキンググループに向けてどういう対応をとられるか、もし可能であれば教えてください。あと細かな点、出てましたので、川から直接取水する案はないかということと、あと現状水を供給受けられない人々がどういう状況かということでありましたので、お願ひします。

○児玉 はい、どうもありがとうございます。

そうですね、代替案2と3のところでの優劣わかりにくいというご指摘たくさんいただきました。そうですね、具体的にその水量の観点、水質の観点、あとはコスト的な観点と環境への影響の観点、そういった形でちょっと論点が見えやすいように整理していくというところは検討したいと思います。あとそうですね、その際に、そもそも地下水からくみ上げるのがいいのか、表流水のままでダメなのかといったところというのも、ちょっと何か可能な範囲でご説明できればというふうに思っておりますが、基本的にはそうですね、既存のところ、施設の機能というものを参考に設定しているものではあるので、それをベースにちょっと比較できるところをしていきたいというふうに思います。

あといただいたご質問で、現状水が足りていない人たちはどういう生活しているのかというところですが、これについては、水道に接続されていなくてもですね、公共水栓であったりとか、あとは井戸みたいなものから水を得ているというのが恐らく一般的な生活の仕方なのかなというふうに思っています。これらについては管理はされていないので、ちょっと現状ではなかなか詳細な情報はないんですけども、そういった状況かと思っています。

○原嶋委員長 あと児玉さん、先ほど出てましたけど、河川からその既存の上水道とは別なのかな、直接取水するっていうことは考えられないですか。考えたことはないっていうか、選択肢として議論はないんでしょうか。

○児玉 そうですね、はい、そこが既存の給水サービスがそういった形でやられていたというところが出発点にあると思うんですけども、ちょっとそうですね、川からシンプルに取るだけではダメなのかといったところ、もう少し説明ができるように、ちょっと検討したいと思います。

○原嶋委員長 とりあえず、まだ、お二方いらっしゃいますので、ご質問承ります。

重田委員、聞こえますか。どうぞ重田委員、お願いします。

○重田委員 はい、聞こえますか。

既に山岡委員やみなさんから質問がもう出ていますが、代替案2と3で比較して水質検査をするっていう指摘がありました。

カンボジアのプノンペン市上水道整備事業に私は2、3回行ったことがあります、そこはやはり水質検査をかなり厳重にやってまして、飲料水なので、水質汚染は避けなきゃいけません。現状はどのくらいその水質が確保されているのか、この代替案を作ることによって、それがどれくらい改善できるのかを教えてほしいということが1点と、この案件を見ると、円借款になってると、ほかのカンボジアとか上水道事業をやる場合は無償でやる場合が非常に多いんですけども、これだけ規模が大きいのっていいことですか、あとJICAの投資計画の優先事業の一つであるということ、円借款になったのか、これが2点目。

結構大事なのがカンボジアでもそうだったんですけども、事業実施機関ですね、カンボジアの場合地元のプノンペン水道公社、ここがどのくらい関わってやるかっていうことが結構大事です。職員の士気や質、職員の研修や支援体制、とか、公社の質が、今後大事です。その点もし、ご意見があれば伺いたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

日本大学の鈴木委員、お願いします。

○鈴木（和）委員 ありがとうございます。鈴木です。

多く出てますので、簡潔に2点ほど意見だけ述べさせていただきます。まず貴重な重要な生態系云々のところですけども、鎌田委員のほうから、ここが農地だという話がありました。そうしますと生態系が貴重か重要かってところと合わせて、農業をやってらっしゃる方の影響は必ずあると思いますので、自然環境だけではなくて、社会環境のところの慎重な調査もですね、合せて住民の方々、農家の方々にどういう影響があるのかということも合わせて調査いただくといいのかなと思いました。

2点目、最後になります。ここの湿地帯が国立公園というですね、保護規制、保護区の保護管理下がないという話がずっと出ていますけれども、一方でBird Life Internationalナショナルとか、IUCNといった国際財団、国際NGOのほうからの、こういった指定されているところがあります。私もJICAにいたのであれなんですけども、こういったところとてもですね、JICAが得意とするところでもあるとは思いますが、その政府が保護区になっていないから大切ではないということはずないとは思いますが、もっとですね、この事業のスコープを超えてしまうかもしれない

んですけれども、やっぱりここはとても貴重だと、ですから、ここを保護区に指定したほうが良いんだというですね、そんな提言まで本当はできるかと思うんですけれども、なかなかこれはこの事業のスコープを超えるところだと思いますけれども、ぜひそのこの場所の生態系の保全ということを考えるのであれば、少しまだ簡単に調べただけなので、現状どうなっているかわかりませんが、生物多様性法という法律の中でこのルワンダですけれども、生態系の管理とか進捗のモニタリングとか評価とかですね、することにもなってますので、そういった国の政策にアラインするような形でこの重要な生態系をこうすべきだという提言まで本当は出てくるといいのかなと思いますけれども、多分これは先ほど申し上げましたけれども、この事業のスコープを超えるところだと思いますので、今回ご説明いただいた担当部署の管轄ではないのかもしれませんが、ぜひJICA全体として総体としてこの地域の生態系の保全をどこかで考えていただく、そんなところですね、これからあってもいいのかなというふうに思いました。

以上になります。ありがとうございます。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、特に細かなところとしては円借款と無償で、今回円借款ということの背景的な理由ですね、これを含めて細かな点、受け止めお願いしていいですか、児玉さん。

○児玉 はい、ありがとうございます。

まず最初、いただいたところで、そうですね、まず、円借款でやる理由としては、想定される事業規模が無償だとなかなかカバーしきれない規模が想定されているので、円借款でやることを想定しております。あと実施機関の体制に関してなんですけれども、これまで複数案件ですね、技術協力実施してきておまして、維持管理については能力は上がってきておまして、現状、彼らが管轄している浄水場については自己収入で一応賄えるぐらいまでは、体制がしっかりしてきてることがございます。あと鈴木先生からいただいたところですね、農地農民への影響であったりとか、あとはこの環境保全ところというところもはい、留意して進めてまいりたいと思います。

ありがとうございます。

○重田委員 重田ですけど、いいですか。

○原嶋委員長 どうぞ。

○重田委員 質問させていただいた現在の現状の水質っていうのはどうなってるんですか、この地域の。

○児玉 はい、失礼しました。

そこについてちょっとまだ情報がない状況ですので、情報が取れるかどうかということも含めて検討させていただきます。

○重田委員 そこもスコーピングのワーキングの段階で明らかにしてください。お願いします。

○原嶋委員長 はい、錦澤委員、どうぞ。

○錦澤委員 はい、すみません。

ちょっともう1点だけ、7枚目のスライドのところで、左上の写真のマスタープラン段階では、この左上のオレンジのところから取水するっていう、そういったことが提案されていて、この時に右下のテストサイトって紫色のところですね、ここもテストサイトになっていたということなので恐らく二つの案で左側の、今ご説明があった3-1に該当するところですね、で、右側がこの紫のが3-2に

該当する代替案だと思うんですけども、このマスタープランの段階では3-1が恐らくベターな案という判断がされたというふうに理解したんですけども、そういう理解でいいのか、その時にはなぜその代替案1のほうがベターだというふうに判断されたのか、もし、今わかれば教えていただければと思いますし、もしわからないようでしたら、それも含めてワーキングの際に情報を出していただければと思います。

以上です。

○原嶋委員長 はい、今のは代替案3-1と3-2ですよ。

○錦澤委員 はい、そうですね。

○原嶋委員長 はい、どうぞ児玉さん、ちょっと可能な範囲でお願いします。

○児玉 はい、ありがとうございます。

はい、ちょっと恐縮ながら当時の詳細な議論のところ把握できておりませんので、確認して改めてご説明できればと思います。ありがとうございます。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、いずれにしても大きな点として2点ありまして、簡単に言うと地下水か表流水かということですね。この選択については、多くの委員の皆様から、いろいろ問題点や疑問も示されておりますので、ワーキンググループの際に当たっては、もう少し定量的な資料も含めて十分な対応をお願いしたい、あるいは再検討をお願いしたいという点と、地下水での場合でもそうですけど、希少種への影響ということがありますので、この重要な生息地としての位置づけをどう考えるのかということも、その段階でまた明らかにしていただきたいという点が大きな点でありますのでよろしくお願いします。

あと、スコーピングの段階では川の蛇行の問題とか水質の問題とかですね、供給先の排水の問題、あるいはあと現状の農地利用ですね、これに対する影響などもスコーピングとして、今後加えていただくようなことでご提案ありましたので、児玉さんのほうで受け止めていただきたいと思いますけれども、あと何か児玉さんのほうから受け止めありますか。

○児玉 ありがとうございます。

はい、ちょっといただいた形で整理検討していきたいと思います。

○原嶋委員長 ちょっとスコーピングとして加えるべきことがいくつか出ておりますので、ちょっと議事録確認していただいて。

○児玉 はい。

○原嶋委員長 今度スコーピングの議論のところには少しそれを加えてください。

あと審査部のほうは重要な生息地の位置づけについては、詳細な判断、またお願いします。

西井さん、いかがですか。

○西井 はい、承知いたしました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 はい、お願いします。

石田委員ですか。はい、どうぞお願いします。

○石田委員 はい、石田です。委員長ありがとうございます。

皆さんが既に出されてるコメントに相乗りするような形になって恐縮なんですけど、私、先ほど委員の方がおっしゃられたですね、ぜひここはそのいわゆる保護区に推薦するというようなことも含

めて提言をすればどうかというご指摘には非常に頷くものであって、これは案件そのものというよりも環境社会配慮のあり方だと思って考えてました。というのは環境社会配慮だと事業単位でどうしても考えることになって、そこに付随する環境社会への影響をどうすればいいかってこと、やっぱり縦に掘り下げるしかないというところなんですけど、でもJICAという組織自体は開発協力なので、課題別に取り組んでいくとどうしても横に広がりますよね。国立公園の設定を提案するっていうのは、どうしても必要なことになってくるんで、そういうところは、ぜひJICAの内部での連携を生かして積極的に提言をしていただければなと思った次第です。

以上、単なるコメントですので、ありがとうございました。

○原嶋委員長 はい、ほかにございますでしょうか。遠慮なく。

○池上 審査部事務局の池上です。会場のほうで田辺委員が挙手されています。

○原嶋委員長 田辺委員、どうぞ。ごめんなさい、すみませんね。

○田辺 はい、田辺です。

ガイドラインのFAQの中で、その重要な生態系以外の代替案がない場合という規定があると思うんですが、他方でこの代替案3-1、3-2、3-3はいずれもIBA内で検討されているというところが若干その、このガイドラインで求めていることと代替案の設定の仕方がちょっと疑問をもっている次第です。10ページの地図を見ますと、代替案の3-2と3-3の間の流域はIBA以外のエリアが若干あって、そこで代替案を検討しなかった理由がもしあればお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

○原嶋委員長 児玉さん、お願いします。

○児玉 はい、ありがとうございます。

こちらについてもちょっと詳細の経緯というのを把握できていないので、ちょっと次回この選定の根拠みたいなのところっていう、背景みたいなのところも情報を拡充できるようにしたいと思います。

ありがとうございます。

○原嶋委員長 田辺委員、よろしいでしょうか。

○田辺委員 はい、大丈夫です。

○原嶋委員長 井口さん、はい、調査団の井口さんですね、よろしくお願いします。

○井口 はい、株式会社パデコの井口と申します。

代替案3-1、3-2、3-3が、IBAの全て中にかかっているということなんですけれども、そもそもこのIBAの境界線の設定がかなり大雑把にされておりまして、これはBird Life Internationalのデータベースから取ってきてるんですけれども、保全の意図として保全的価値としては、パピルスの優占湿地ということが主眼になっていることと理解されるんですけれども、必ずしもIBAの境界は、恐らくはその調査不足ということもあってか、パピルスの優占湿地には重なっていないということがあります。我々の提案というか、JICAの提案としてはパピルスの優占湿地にかかるか、からないかという点を重視して、代替案を想定したという次第です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

西井さん、ちょっと確認ですけども、IBAがイコールJICAでは貴重な生息地としては考えてないんですよ、個別で判断しているということですよ、念のため。

○西井 審査部、西井でございます。

はい、原嶋委員長におっしゃっていただいたとおりIBAイコール貴重な生息地ではございません。

個別事業毎に、特に希少種の例えば営巣地ですとか、重要な生息地であるかどうかということをもとに判断しております。

○原嶋委員長 それは一応JICAの考え方ということですね。

○西井 現時点での考え方ということです。

○原嶋委員長 はい、田辺委員にもいろいろご意見あると思うんですけど、どうぞご発言ください。

○田辺委員 理解しました。大丈夫です。ありがとうございます。

○原嶋委員長 いずれにしても、ちょっと代替案の検討とですね、パピルスなどを含めた希少種の保護という、二つの点が非常に大きな点としてありますので、ワーキンググループに向けて再検討、あるいは資料の補足、説明の補足をお願いします。

ほかございますでしょうか。せっかくですので、ご意見いただきます。

ワーキンググループは11月ぐらいということ、今のところ予定しているようではございますけれども、ここでご発言いただくことがあれば、どうぞご発言ください。よろしいでしょうか。

はい、それでは特にないようですので、一応、今回ここで締めくくりとさせていただいて、今いろいろいただきました、大きな点二つございますけれども、それに加えてましてスコーピングとして考慮すべきことがかなり多数上がっておりますので、児玉さんのほうで受け止めていただいて取り入れていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

最後になりますけど、何かご発言ありましたら、サインを送ってください。

児玉さん、よろしいでしょうか。

○児玉 はい、様々コメントいただき、どうもありがとうございました。引き続きよろしくお願いします。

○原嶋委員長 ちょっと地下水なのか表流水なのか、多分もしかしたらなんかいろいろ事情があるのかもしれないけども、なかなか出てこないこともあるのかもしれないけど、疑問が多いところなので、ご検討をお願いします。

それでは特になければ、これで本件ここで締めくくりとさせていただきます。

どうもありがとうございました。児玉さん、どうもありがとうございました。

○児玉 どうもありがとうございました。

○谷本委員 谷本です、了解しました。失礼します。

○原嶋委員長 続きまして、4番目ですね。モニタリング段階の報告ということで、これは池上さんでしょうか。

○池上 はい、改めましてJICA審査部事務局の池上です。

モニタリング段階の報告ということで15分お時間いただいています。この直前のワーキングが25分の想定よりちょっと時間オーバーしてますけど、私のほうは極力15分で終わるようにしたいと思っております。

報告内容ですとか資料の見方については、よくご承知の方もいらっしゃるかと思いますけれども、第8期に入ってから初めのご報告ですし、半年に1回という前のご説明を忘れられやすいタイミングでこの報告を行っているので、毎回、資料の見方についてご質問をいただいています。ですので、その辺の説明に時間をいただいてから、個別案件の状況についてのご説明に入らせていただければと思います。

まず、本日こちらの資料でご説明する内容ですけれども、過去、助言委員会に付議して、その後、案件の実施段階に移行している案件のモニタリングの状況、具体的にはモニタリングレポートの提出、公開状況についてご紹介させていただくものです。2010年のガイドラインからモニタリング状況の公開について定められたことによりまして、今回ご報告します案件は2011年以降にL/Aが調印された案件になっております。次、資料を全体について、今ご覧いただいているエクセルの表の形式については、長年助言委員を務められている方はご記憶にあるかもしれませんが、以前は英語のリストであったりしたものを、様々、わかりにくいですとか、こうしたほうが良いといったコメントもいただきまして、これらを踏まえてアレンジ、改良してきたものでございます。

まず一番左の通し番号ですけれども、基本的にはL/Aなどの署名の順番で案件を並べていますが、中にはちょっと前後するところもございます。これは資料作成時の作業手順の影響によるものですので、お許しいただけると幸いです。そしてその右に国名、案件名、L/Aなどの署名日が記載されており、そのすぐ右、表の真ん中あたりにモニタリング結果の公開合意の有無という欄がございます。モニタリングの報告書は一般的に環境面と社会面に分けて取り付けていますが、この列において環境面に×と記載されている案件については、環境分野のモニタリング報告については、先方政府としては一般公開してほしくない、公開について合意できないという状況になっているものです。公開合意が取れている場合は○となっております。また6番のバヌアツのところを見せていただければと思いますが、こちら社会面は○×ではなく影響なしという表記になっております。これについて、例えば実施機関が既に持っている土地の中で事業を行い、そこに誰も住んでいない場合には土地収用、住民移転が発生しませんので、そういった場合に影響なしということで整理しているところがございます。そしてこの○×のすぐ右が、現在の事業の進捗状況のご説明になっております。細かく言えば、一部のロットの工事が開始されたが一部についてはまだコンサルタント調達中とか、またほとんどの工事が終わったけど一部のロットだけ残ってるとか、そういった状況がありますけれども、基本的にあまり複雑な資料にしないために一部でも工事が始まっていて、一部でも工事が続いている案件については、建設工事中という形で整理させていただいております。

最後、一番右の最新のモニタリング結果の2列が最も本日ご説明したい部分でございます。最新で、いつの期間のレポートが取り付けられたかを記載しております。これは、いつの期間を対象にしたレポートがという意味であり、いつレポートが提出されたという意味ではありません。途上国では役所の中で書類の回付に膨大な時間を要することもあり、2022年にタイムリーに作成されたモニタリングレポートが、回付されてJICAに届いたときには2024年、そういった事例も見られます。その点、ご留意いただければと思います。

この資料で赤字にしている部分は特に注目していただきたい点です。まずモニタリング結果のところ赤字になっている部分は、今年の2月の全体会合でのモニタリング状況にかかるご報告のあとに新たにモニタリングレポートが取り付けられたことを示しています。また、モニタリングレポートが出てきたかどうかにかかわらず、工事中であったものが完工になったですとか、コンサルタント調達中だったものが建設工事中に移ったといったように工事のステータスが変化したものについても、念の為、赤字にしております。それから一番最後のページ、前回、今年2月に全体会合でご報告してからあと、今年の3月にL/Aが調印された新しい案件もありますので、これらを付記しています。

そろそろ個別案件の状況についてのご説明に移りたいところではありますが、その前にもう少しまだ前置きの部分がございます。まず、全体の取り付け状況について。ご記憶にある方もいらっしゃるかもしれませんが、特にコロナ真っ盛りの頃、例えば一年半前の144回の全体会合とか、一年前の150回の会合とか、その頃にはモニタリングレポートの取り付け数が少ない、赤字が少ない資料でご説明をさせていただいておりました。これが時を経て徐々にモニタリングレポートが取り付けられ、赤字になる部分が増えております、またよく見ていただければ、古いレポートが提出されたのではなくて、今年の1月から3月、最新のものでは4月から6月の第2四半期のものが出てきたという事例も結構見られるようになっております。コロナの影響から回復したというのも理由としてはありますけども、我々審査部としても、事業部や事務所を通じて各国にモニタリングレポートの提出を促しておりますので、その結果もあるというふうに受け止めているところです。そして次、前置きの2番目ですけども、表の真ん中のほうにあります○×の公開合意のところ、こちらも毎回ご指摘を受けております。国単位でなかなか公開合意が取れない国というのがございます。例えばバングラデシュではなかなかこの公開が取れず×になっているケースが多い。こういう国はどうにかならないかというコメントも以前もいただいております。こういった国についても公開合意の取り付けを諦めてるわけでもございませんで、新規案件の検討とかの際には毎回毎回改めて公開合意にかかる交渉をする等取り付けの努力を続けております。また3番のインド案件と12番のインド案件、同じインドでも社会面の合意が取れていなかったり、取れていたりということもあります。こういった場合には公開に合意しない実施機関に対し、同じ国で公開に合意している実施機関もある、というよう情報も活用して公開合意を取り付ける交渉しているところでございます。全体を通じて、公開合意が容易に取れている状況でないというのはおわかりいただけると思いますが、これについては継続的な交渉の努力が引き続き必要な状況というふうに理解しております。

前置きのほぼ最後の部分ですけども、案件名のところに、例えば1番の案件ですとか4番の案件に最後にローマ数字でⅠですとかⅢとか数字が入っているものがあります。これは期分けと申しまして、事業としては一つの事業なんですけども、資金提供をいくつかの期に分けて実施するもので、それぞれを第Ⅰ期、第Ⅱ期、第Ⅲ期というふうに呼んでおります。ただ、事業としては同じものなので、モニタリングレポートについては第Ⅰ期分のレポート、第Ⅱ期分のレポートと分けているわけではありません。

他方、Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期のほかにフェーズ、この1ページ目ですと3番にフェーズ3がありますが、このフェーズというのは、これは同一案件ではなくて、関連性あるが別案件ですので、フェーズ1とフェーズ2がありましたら、フェーズ1についてはフェーズ1のモニタリングレポート、フェーズ2についてはフェーズ2のモニタリングレポートで別々に取り付けているという状況でございます。

最後に、この表だけで全体で100件以上あり、これは、基本的に助言委員会でご報告しているカテゴリAの案件ですが、これ以外にもカテゴリBの案件も多くありますので個々の案件について、細かい状況を質問されても、私が即答できかねるところもあるかと思います。そこは事情を鑑みてご理解いただければと思います。

では、前置き長くなりましたが、資料の1ページ目から始めさせていただければと思います。

まず1件目、ベトナムの高速道路建設事業。こちらは非常に古い案件で2011年L/A調印です。社会面の報告は2016年が最後になっていて、環境面がほぼ最新、今年の3月までのものが提出されているとい

う状況です。こういった社会面のレポートが古くて環境面のレポートがどんどん提出されている案件はこのあとも結構ありますけれども、個々の案件によって事情は違いますけれども一般的に、土地収用はだいぶ前に終わり、その時点までは社会面のモニタリングレポートが取り付けられており、あと工事が進んでいく過程において、環境面の影響があるので環境面についてはモニタリングレポートを受領し続けている、そういった事情のものだというふうにご理解いただければ良いかと思います。ということで、本件はそういう状況で、環境面で新しいレポートが提出されております。

次は2番のカイロ地下鉄。こちらも古い案件ですが、社会面では公開合意ありませんけれども、環境面はしっかりモニタリングが継続されており、ベトナム案件と同様に今年の3月までのレポートが公開されたところでございます。

そして3番のインドのデリー高速道路事業。こちら2023年度第1四半期ですので、必ずしも新しいレポートがタイムリーに提出されたとし申し上げられないところであるものの、建設工事中でモニタリングが継続しているということはレポートで確認できるかと思います。もっとより近い段階のタイムリーなレポートを取り付けるように努力してまいりたいと思います。

そして、ここから4番から11番までこの赤字がないので動きがないのですが、実はこのあたりの古い案件については終了（供用中）となっている案件が多いです。工事が終わってそこから先2年間はモニタリング期間ですけども、これらの中にはもうモニタリング期間も終わっているものがありまして、ですので、これはモニタリングレポートが提出されなくてはならないのに提出されておらず黒字になっているというわけではなく、モニタリング期間が終わっているものがかなり含まれています。そこはご留意いただければと思います。

そして、動きがあるところはこの12番です。インドのムンバイメトロ。こちらは同じインドでも3番と違って社会面の合意も取れておりまして、こちらも今年の3月までのモニタリングレポートが提出されて公開に至っております。

続きまして2ページ目のほうにちょっと資料を移らさせていただきます。

まず、一旦16番に注目していただければと思いますが、案件名がデリー高速装置の建設事業フェーズ3（Ⅱ）となっております。フェーズ3（Ⅱ）なんですけども、これは実は先ほど前のページの3番にあった建設事業フェーズ3の期分け案件となっておりますので、3番で説明したとおり2023年の第1四半期にモニタリングレポートが提出されています。そういった案件には、その前の前の3番を参照してくださいとか、十何番を参照してくださいとか、そういう形でモニタリング結果のところを記載させていただいております。

引き続きまして17番、ミャンマーのティラワ経済特別区開発事業。こちら工事自体はもう終了し供用中ですけど、先ほど申しあげました有償でしたら2年間のモニタリング期間がまだ続いており、モニタリング期間中ですので、ちゃんとモニタリングレポートを提出してきているというものでございます。そして、今年の3月までのレポートが提出されております。

そして19番のカンボジアの国道5号線改修事業南区間。こちらはまだ工事中でして、ちょっと古いですが、これも23年の第2四半期のレポートが提出されており、またそこから先についても今取り付けをしているという状況でございます。

22番に移ります。エルサルバドルのサンミゲルバイパス建設事業。こちらも工事中で、昨年第4四半期ですので、昨年末12月までの分でレポートが提出され公開しております。

そして24番。フィリピンの案件はこの後も多いですが、23年に建設工事を終了し、こちらにもモニタリング期間中にモニタリングが実施されて、少し古いのですが昨年第4四半期のレポートが提出、公開されたという状況でございます。

ページをめくっていただきまして31、32番。続けてフィリピン案件です。31番はダバオ市バイパス建設事業。こちらのほうは建設工事中で、環境面、社会面揃って昨年12月までのレポートが提出されたという状況でございます。

また、次の32番南北通勤鉄道。こちらはもう少し新しいレポートが提出されておりまして、今年の3月までのレポートが、環境面、社会面、両方とも提出され公開しております。

そして同じページですと下のほうに移りまして、40番のインドの北東州道路網連結性改善事業。こちらは、今工事中ですけれども、今年の3月までの環境面のレポートが提出されています。

4ページに移ります。ベトナムです。46番ベトナムのベンチェ省水管理事業。建設工事中で、時期がタイムリーとは言えないですけども、社会面のレポートが2023年度第2四半期の分が出ています。環境面は同じ四半期分までは、レポートが既に提出されていたので、これでとりあえず2023年第2四半期までレポートが揃ったという状況でございます。

そして50番に移りましてインドネシアのパティンバン港開発事業。コンサルタント調達中だったところが、実際に建設工事が始まりました、という段階です。その段階でレポートが去年の12月の部分までは環境面、社会面両方提出され公開されています。

そして52番、再びフィリピン案件ですけれども、こちらのほうも建設工事中で、これも去年の12月までということで、環境面、社会面、両方揃ってレポートが提出されております。

次5ページ目、60番インドの北東州道路網連結性改善事業。こちらは本当にタイムリーな形で第2四半期まで、つまり6月までのモニタリング状況について、先方がレポートを作成して政府内を回付されて、JICA事務所を経由して届いているという状況です。今まで直前の四半期までのレポートがなかなか迅速に提出されないというのが、課題でしたが、だいた、このように新しいものが提出される状況になっております。

続きまして64番、ウガンダのアタリ流域地域灌漑。こちら工事まだ始まっておらず、コンサルタント調達段階ですが、土地収用や住民移転はその段階で始まりますので2023年第3四半期の社会面のレポートが公開に至ったという状況でございます。

そして65番のインド案件。こちらは新たに建設工事が始まったということで、社会面の2020年第3四半期のレポートが公開に至っております。

67番フィリピン案件です。パッシング・マリキナ河川改修事業のフェーズ4でございますけれども、昨年末2023年第4四半期にレポートがこちらにも環境面、社会面揃って提出されております。

5ページの一番最後、73番のブラジルの持続的な林産業支援事業。こちら社会面についてはもともと影響なしとなっておりますけれども、環境面については昨年の第4四半期の分までレポートが出て公開されたという状況です。

6ページに移ります。インド案件の動きがいくつか続きます。

78番インドの北東周道路網連結性改善事業。こちらはフェーズ4ですけれども、こちらにも資料に書かれていますとおり最新の6月までのレポートが環境も社会面も揃って提出されて公開に至っているものです。

そして82番もインド案件で、こちらも最新の今年の第2四半期のレポートが環境面、社会面、出ております。

そして83番のインドのベンガルール・メトロ建設事業、これも今年第2四半期、直近のものまで提出されているという状況です。

そして次84番。これはインドではなくエチオピア案件で建設工事中です。こちらは一番新しいものではないですが、今年の3月までのモニタリングレポートが環境面も社会面も両方提出されたという状況でございます。

6ページ目の最後は、一番下のウズベキスタンのナボイ火力発電所近代化事業フェーズ2。こちらはまだ詳細設計中ですが、先ほど申し上げたように、先に土地の収用などが進みますので、社会面については比較的新しいというか、かなり新しいレポートが提出されてきたという状況でございます。

7ページ目に移ります。93番のラオス。これはレポートについては、もともと環境面、社会面、特に合意を得られていないので、レポートに関する情報はないですが、コンサルタント調達中だったものが建設工事中に変わりましたので赤字にしているものです。

そして最後になります、95番のインドネシアのパティンバン港アクセス有料道路建設事業。建設工事中で、これも最新の6月までのレポートが提出されてきたという状況でございます。こちらまでが新しくレポートが提出されて公開に至った案件のご紹介になります。

最後8ページ目に一番最初に申し上げましたけれども、新しく今年の3月にL/Aが締結されたものは一応情報として追加しております。これ両方とも第四期、第二期ということで、先ほど申し上げました期分け案件ですので、これについて実際に新しい案件が始まったというわけではありません。

今後も新しい案件が増えリストが長くなっていく見込みですが、その際にはその準備段階で先方政府に対してモニタリング結果の公開合意が取り付けられるように、JICAとしては継続的な交渉を続けていくことが期待されていると理解しております。

以上、私のほうからちょっと時間かかりましたけれども、ご説明となります。

○原嶋委員長 はい、それでは、今ご説明いただきましたけれども、ご質問等ありましたら、サインを送ってください。

小椋委員、どうぞ。

○小椋委員 小椋です。どうもご説明ありがとうございました。

モニタリング、特に社会配慮のなかでも非自発的住民移転のモニタリングというのは難しいかと思うのですが、特にこれという案件ではなくて、一般的なモニタリングの切り口については、どういった観点でモニターされてるんでしょうかというご質問です。というのは例えば移転住民の方を移転先地まで捕捉して、生計回復の度合いまでをモニターされているのか、そうではなくて土地収用された、補償金が合意して、更地になった時点でのレポートングなのか、その辺はどうなのでしょう。お聞きしたいです。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございます。

はい、重田委員、どうぞご発言ください。

○重田委員 前にモニタリングレポート出していただいて、一部の国はですね、依然として公開不可になってるんですけどモニタリングの結果報告ですね。例えば、バングラデシュは、今回政変が

起きて政権が変わったんでね、またどうなるかわかりませんが、前より民主的な政府になるんじゃないかと思えますけれども、引き続き公開に向けてバングラデシュ政府に対応していただきたいということと、あと69番のスリランカですか。スリランカ、これはもうちょっと中止になった経緯をちょっと詳しくお話しいただければと思うんですけど、いかがでしょうか。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。承ります。

奥村委員、どうぞ。

○奥村委員 はい、先ほどの小椋委員の質問と多少かぶるのですが、モニタリングされている内容が、もともとその報告すべき内容が漏れなく報告されているかどうかみたいなチェックはされているでしょうかというのがまず一つ目の質問です。あともう1点ですが、これやっぱりその取り付けが結構大変だと思うのですが、どういうふうになれば取り付けしやすくなるのか、どういうふうになれば公開してもらえとかですね、そのあたりのノウハウ共有みたいなものはどういう形でされてたりするのでしょうか。というのが二つ目の質問です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございます。

それではもうお一方、衣笠委員、どうぞ。衣笠委員、どうぞ。

○衣笠委員 はい、衣笠です。

ちょっと初めてこのモニタリング段階の報告というところでお聞きしたので、改めてこの報告の目的をお伺いさせていただければなというふうに思います。公開合意を進めていくということも話も聞きましたし、また改めてもう一件一件レポートが揃っていることを確認してこの場で報告いただいたということで、なるほどというところで、こうやって進めていくんだなというふうに思ったんですけど、例えばこのモニタリングの案件で、アクション処理メカニズムを通じて何らかのその苦情、グリーンバンスが挙げられたというものはこの回で確認するのかということと、あとは例えばグリーンバンスを通じて実際に救済が必要とされる案件があった場合っていうのは、そういうものの進捗状況というのをこの会で確認していくのかって、その点、確認させてください。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、池上さん、重複もありますけど、受け止めお願いしていいですか。

○池上 はい、何点かご質問いただきましたが回答に漏れがあったらご指摘いただければと思います。

まずモニタリングレポートでどのようなところまで見ているかという点、例えば案件によっては移転住民が何百人もいる中、その一人一人についていくら補償費を支払ったか、そこまでモニタリングしてるわけではありません。例えば地下鉄の案件でしたら、このエリアについては何人の移転住民まで補償費の支払いが完了して移転した、といったところまでがレポートに上がってきておりその内容を確認しております。

また、後半のほうの質問でグリーンバンスメカニズムについてもお話がありましたけれども、グリーンバンスメカニズムを使ってこういう苦情の申し出がありました、という報告や、その苦情が解決しましたという報告までモニタリングレポートには記載されています。ただレポートの質については案件によって差はあります。

それからスリランカの件、すみません。以前これはこういう事情で案件中止になりましたというご説明した記憶があるのですが、今ぱっと出てこないの、別途またご説明させていただければと

思います。

そして、モニタリングレポートの、公開合意取り付けのための努力ですが、ご意見いただいたとおりバングラデシュのように、その国の状況が変わった時がある意味チャンスではあり、新しい体制になった時に、改めて交渉するとか、そういったことは考えられるかと思います。あと交渉に当たっての情報共有という点についてご意見いただきました。いろいろな意味で情報共有があるかと思うのですが、我々もどうすればこのモニタリングレポートが取り付けられるのかということとは他ドナーからのヒアリングを実施したりしています。モニタリングレポートが出てない案件については、その後のインプットを差し止める、というように強気な姿勢を示すドナーもいます。また違うアプローチで、モニタリングレポートを作成するためのソフト面の指導を、相当のインプットとともに実施してモニタリングレポートを作成せしめているドナーもあると聞いています。こういった様々な対応を参考に我々としても今後の対応を検討させていただいているところでございます。

それから衣笠委員からの質問がありました、この報告の目的ですけれども、モニタリング状況、これだけモニタリングが進捗しており、どの案件でモニタリングレポートが公開されているか、またこのような課題がある、という状況をまず委員の皆様にご共有させていただくことを目的としています。もしご関心あればこのレポートをホームページでご確認いただくと、細かい情報がえられます、この場で、例えば、このレポートにグリーンバンスメカニズムを使ってこのような苦情があげられた旨報告されているので、この場で議論して具体的に対応について助言をいただく、といった場としては位置付けておりません。

○原嶋委員長 会議室の田辺委員はよろしいですか。どうぞ。

○田辺委員 重田委員からもバングラデシュの話ありましたが、その、今暫定政権はですね、非常に透明性高くやるということを意識してやられているので、ぜひこの機会に再度交渉できればというふうに思っているんですが、その交渉のタイミングとしては、どういうタイミングでいわゆるその、こういった既存案件というか、もう既に融資した案件のモニタリングレポートを受け取った段階で再度交渉ができるのかどうかといったあたりを、ちょっとお聞きしたいなと思ってます。

○池上 はい、ありがとうございます。

一旦審査段階で公開不可ということで合意している案件について、やっぱり公開可に変更してほしいと後から働きかけ、それが通るといのは、実際にはなかなかないので、やはり新規案件の審査のために先方と合意する段階、一番最初のところが鍵だというふうに考えております。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。スリランカの件、案件が中止になったのは誰かどなたかどこかで説明があったように記憶はしてはいますが、今出てこないんですか。

○池上 すみません。私自身、以前ご説明した記憶が一年前、半年前かな。

○原嶋委員長 なんか政治的な背景があるんじゃないかと、そういったご指摘だと思います。

○貝増委員 すみません、貝増です。

○原嶋委員長 はい、貝増委員、どうぞ。

○貝増委員 スリランカの案件は相手国政府がキャンセルっていうことで、向こうから連絡がそういうふうにあったっていうことを、私スリランカで事務所のかつての同僚から聞きました。

○原嶋委員長 重田委員、よろしかったでしょうか。重田委員、聞こえますか。

○重田委員 大統領が変わったとかですね、いろいろ債務を抱えているとか、中国との関係とか色々あると思いますけれども、いろんな事情があったんではないかなと思います。

はい、ありがとうございました。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

ほかございますでしょうか。ちょっと確認になりますけれども、非自発的住民移転のモニタリングについて、移転そのもののモニタリングもそうでしょうけれども、生計が十分に回復しているとか、あるいは様々な生計回復プログラムが順調にと言いますかですね、効果的に根づいているか、そういったところをどうモニターしてるかということは、しばしば指摘されますけども、現実の、今の仕組みの中では限界もあると思うんですけども、どのくらい把握できているのかという点が1点。衣笠委員からもありましたけど、グリーンバンスメカニズムについては今回のガイドライン2022年の改定でかなり強調されましたけど、グリーンバンスの内容をモニターの中に入れるということについては、かなりこうしっかりとした形になっているのか、その2点ちょっと教えてください。

○池上 はい、ありがとうございます。

各案件の助言委員会の際に、モニタリングの時にどういったフォーマットを使って報告していたかについてもご相談させていただいており、個々の案件の事例を見ていただければと思いますが、非常に細かいとまでは言えないですけども、全体の進捗状況はわかるレベルのフォーマットになっています。実際にどこまでフォーマットを適切に埋めてくるか、細かい情報をどこまでインプットしてくるかは、正直なところ案件の内容、案件実施機関次第なところもございます。ですので、ここまでの情報が毎回絶対にモニタリングレポートから得られてます、とはなかなか言い切れないかなというところでございます。

ただ、グリーンバンスについてはこういった内容のグリーンバンスがありましたというところまできっちり書かれているものもございますし、環境面も含めてモニタリング項目が完璧に満たしたものが提出されているかという点については、例えば、記載漏れがあった場合には、こちらから一旦事務所を経由して先方に確認するとか、そういったプロセスも実施しています。ただ、公開を優先する面もありまして、これでは全然モニタリング項目を満たしてないではないかという時には公開まで至らずに先方に確認しますけれども、そうでない場合、ある程度は記載されていて、こことここが漏れてます、といったレベルの場合には、公開しておきつつ、次回のレポートまでにはちゃんとここを記入してください、といった形で指摘をさせていただいているという、そういったオペレーションをしております。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

それではいかがでしょうか。生計回復プログラムが根付くということについては、一定の期間も必要で、理想的にはそれらをきっちりとモニターできることが望ましいということでしばしばご指摘があるところでありますけれども、現状においては、先ほどの池上さんからご説明あったとおりということです。

ほかご意見等ございますか。公開そのものが広がりつつあると、フィリピンなんか対応が変わってきているケースが出てきてるので、ご努力はあると思います。何かご意見ありましたらいかがでしょうか。これまでご発言をいただいていないのは東委員ですかね、ご発言まだいただけてません

けども、そのほか含めましてご発言頂戴しますので、サインを送ってください。

○東委員 はい、東です。ありがとうございます。

一つ質問なんですけど、カンボジアなんですけど、それぞれ案件時間がかかっておりますが、例えばプノンペンから海に通じるシアヌークビルへの中国の高速道路建設はたった5年で一気に通貫してしまっただけなんですけど、そのスピード感の差というものをJICAとしてはどのように捉えておられるのでしょうか。

以上です。

○原嶋委員長 どうぞ、池上さんでしょうか。西井さん。

○池上 ご質問ありがとうございます。

審査部の立場でお答えするのがなかなか難しいご質問のように受け止めております。他ドナーと比較してのスピードについて、もちろん事業の迅速化というのは長年課題として取り組んでおります。他方、ここからは審査部としてのコメントになりますけども、迅速化するために環境社会配慮の部分をおろそかにしてはいけないという、これも重要な点ですので、我々としてはそこはしっかり押さえたうえで事業を迅速に進めると、そこに力を入れているところでございます。

○原嶋委員長 はい、鈴木克徳委員、どうぞ。

○鈴木（克）委員 はい、ありがとうございます。聞こえますでしょうか。

○原嶋委員長 どうぞ聞こえます。

○鈴木（克）委員 はい、鈴木です。

先ほどのモニタリングの話に関連してなんですけれども住民移転の話もそうなんですけど、例えば道路計画みたいな話の場合に竣工し、供用開始してから2年、3年ぐらいでは影響っていうのは明確に見えませんが、だいたい十年、十五年ぐらい後の将来の交通量に合わせてアセスメントなどをやるケースがほとんどだと思います。そういう意味で、これはガイドラインの改定の時にもお話をしたんですけれども、そういったある程度、長期的な段階におけるレビューとか評価とか、そういったことが必要ではないかということで世界銀行に勤めてる時には、そういう一定期間後のレビューを一部やっていました。やはりある程度、供用が進んで影響が顕在化し得る段階での評価っていうのを、選択的でいいんですけれども導入するということ、現在のモニタリングの仕組み自体には入らないかもしれないんですけれども、合わせて検討していただけると有難いと思いますので、改めてこの場でお願いをさせていただけたらと思います。

以上です。

○原嶋委員長 はい、いかがでしょうか、受け止めは。

この問題は、終了後2年という期間の中でフォローできることの限界というのは必然ありますので、それをこう、どこまでモニターしてくるかということなんですけど、今のところどうでしょうか。

池上さん、受け止めをお願いします。

○池上 はい、この点については、今までの議論の中でも何度かご提案いただいている点かと思えます。我々としても2年間で全てが見きれんというふうに考えているわけではありませんけれども、先方のモニタリング能力とかいろんなことを勘案して、今のところは2年という形で線を引かせていただいています。これは2年で先方政府がモニタリングはやめていいという趣旨で2年と定めているわけではありませんで、JICAへは2年間必ず報告してくださいという形で合意したうえで、事業の性質

によっては、先方ではきっちりモニタリングを継続してくださいと。そして我々としては、そのモニタリング結果についてはJICAに提出するしないに関わらず先方政府内での公開も極力進めていただくように、勧めてます。JICAが直接関わってのモニタリングという観点から若干ずれるのかもしれませんが、長期的なモニタリングに関しては、そういう姿勢で先方との協議に望んでいるというところでございます。

今の時点でお答え出来るのはここまでとなります。

○原嶋委員長 どうぞ、東委員、ご発言ください。

○東委員 はい、先ほどの池上課長のコメントでよくわかったんですけど、例えば現場からの声で言わせていただくと、その丁寧な環境評価をしているというのが、現地のその土地の人たちにはあんまり上手く伝わってないと。例えば中国の5年で終わっちゃった大高速道路ですけど、これ全部日本がやったっていうふうに、めちゃくちゃやられたっていうふうに理解している土地の人たちもいるんですよ、現実に。ですから、その辺はもうちょっと審査部としてはもうあれを超えてると思うんですけど、広報なんかをもう少し現地でうまくやれたほうがいいんじゃないかなということは感じたことはあります。

以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

2年を超えてのモニタリングを全てというのは、なかなかコスト面でも大変だと思いますけど、世界銀行の場合も全てということではないと思うんです。鈴木克徳委員、いかがですか。世界銀行の場合は全て長期にモニターする。

○鈴木（克）委員 先ほど申しましたように、モニタリング計画とは別に、要するにレビューというミッションを、全てではなく選択的に出していました。

○原嶋委員長 だからそれは、いくつか抜き出してと。いくつかのポイントを抜き出すという。

○鈴木（克）委員 そういう意味です。問題がありそうだ、あるいは代表的なものだということについて、いわゆるシステムとしてのモニタリングとは別に、世界銀行として一体どうなってるのかを確認をするという意味で、別途レビューミッションみたいな形で出しているということなので、モニタリングの仕組み自体を、今ここで直してくれということは、ちょっと難しいかなと思いますが、そういうレビューというのは、あるいはあり得るのではないかなというご提案です。

○原嶋委員長 仕組みとして新しく作り出すということになってくるとは思いますけど、そういう可能性については、またご検討いただきたいということで。審査部のJICAのほうで受け止めていただきたいと思います。

どうぞ。田辺委員、どうぞ。

○田辺委員 今の件ですが、JICAは個別の評価、案件評価を行っていて、その中で環境社会配慮についても一応カバーされていると。ただ問題はその評価者が必ずしも環境社会配慮の専門家ではなかったりすることと、この一連のモニタリングを全て把握したうえで評価者が評価を下しているかどうか疑わしい案件もちらほらあるということで、つまり、このモニタリングと個別の案件の評価が連動していないとか、統合されていないというのが外側から見ていての課題かなというふうには思っています。

以上です。

○原嶋委員長 池上さん、環境社会配慮のモニタリングとは別に、そのJICAがその事業そのものを事後的にどっかで評価するってことはされていますよね。その中で、今、田辺委員がおっしゃったように、あるいは鈴木克徳委員がおっしゃったように、住民移転とかそういった環境社会配慮面がどのくらい考慮されてるかっていうことについては何か現状教えてください。

○池上 はい、事務局、池上です。

まず制度としては各事業が終わって3年後を目途に事後評価というものを行っております。これはレベル感としては本部からコンサルタントを派遣して実施する場合もあれば、案件によっては現地でローカルコンサルタントを雇用して実施する場合もございます。ただ、事後評価に物凄く投入するというのはなかなかインプットの面でも難しいこともあって、案件の評価の能力を持ったコンサルタント、所謂評価コンサルタントを派遣するところが多いです。そして、今、田辺委員が言われたとおり、その評価コンサルタントの方によって、環境社会影響についてどこまで掘り下げて評価できるかというところで、若干、ばらつきはありえるかと思います。我々としても事後評価の報告書についてはチェックしており、ここが足りないのではないかなというような指摘をさせていただいて、クオリティコントロールをしているという状況でございます。また、広い意味ではコンサルタント向けに環境社会配慮についての理解を深めるための研修を長年実施しております。環境社会配慮を専門にしているコンサルタントが多く参加されますが、環境社会配慮専門のコンサルタントだけではなく所謂評価コンサルタントにも何等かの形で情報共有して、事後評価においても環境社会配慮の面について正しく評価していただけるような、そういう方向に持っていこうとしているところでございます。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございます。

それではほかに、この点本当にいろいろ、今後発展の可能性がありますし、いろいろ新しい仕組みを作るのか、既存の仕組みの中で環境社会配慮面をもう少しこう色濃く考えとか、分かれてきます。

衣笠委員、どうぞ。

○衣笠委員 ありがとうございます。衣笠です。

ちょっと1件質問というところで、ずらっとたくさんの案件の最新のモニタリング結果というのを見てきましたと。で、なかにはしばらくですね、何年もモニタリングの結果が出てないものもありますということなんですけれども、例えばこうL/Aを署名するときに、L/Aにコベナンツが入ってるかどうかということであったりとか、入っていた場合っていうのは実際にそれをトリガーして期限前返済してもらおうとかですね、そういった枠組み、そういった検証をする枠組みであるんでしょうか。ちょっとすみません質問です。

○原嶋委員長 はい、どうぞ。これはどちらかというと融資のテクニカルな問題なんでしょうか。

池上さん、西井さんのほうで教えてください。

○池上 はい、事務局、池上です。

L/Aの中でそこまで義務付けてはいませんが、個別案件の審査の中で案件の状況に応じて様々な条件はつけてはおります。ただ、なかなかモニタリングレポートが出て来ない場合に先方に対してどこまで厳しい対応をするか、という点に関しては、今の時点では先方に厳しく申し入れしつつ、事業を円滑に進めているという状況でございます。

○原嶋委員長 衣笠委員、いかがですか。

これは民間との違いなんでしょうか。いかがでしょうか。

○衣笠委員 私もどういう立場でお話すればいいのかというのがありますけれども、ここは難しいところだなというふうに思っております、言ってみれば資金を提供するところまではですね、いわゆるそのレバレッジがかけられるというのは事実だと思いますし、それ以降もやっぱりこれは保っていかなくちゃいけないというところになるかなというふうに思いますけれども、なかなかその金融機関としての出した事後的な管理というのは、やはり同様に我々民間も一つの課題だろうというふうに思っておりますので質問を投げかけさせていただいた次第であるのと、やはりそういうことなんだろうなということで理解いたしましたので、より良い事後的な管理っていうのはどうやったらできるのかと、金融機関の責任というののもやはり考えていかなくちゃいけないんだなというふうに思いました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 はい、どうも貴重なご指摘ありがとうございます。

いずれにしても、現状については先ほど池上さんからご報告ありまして。以前に比べると少しずつ公開の国とかですね、広がってきていることは確実です。さらに鈴木克徳委員からご指摘であったような仕組みとか、田辺委員からご指摘があったような既存の仕組みを使った環境社会配慮面の重きを置いた取り組みなど可能性があるのも、またJICAのほうでご検討いただきたいと思います。よろしくお願いします。

ほかいかがでしょうか、よろしいでしょうか。こういう形で定期的にモニタリング自体ご報告をいただいておりますし、個別については、また情報も公開されてますので。公開情報は確かアクセスできるんでしたよね。

○池上 はい、公開されています。

○原嶋委員長 はい、よろしくお願いします。

それでは特になければ、モニタリング段階の報告、これで締め括りしたいと思いますけれどもいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、じゃあ池上さんどうもありがとうございました。

続きまして、今後のスケジュール確認他ということでお願いします。

○池上 はい、事務局、池上です。

5番の今後のスケジュールですけれども、こちら議事次第のほうに記載されておりますとおり、まず全体会合としては10月7日14時から今回と同様にJICA本部及びオンラインということでハイブリッド形式で実施させていただきます。今回は田辺委員に会議室でご参加いただいております、また、最近1名、2名ぐらいですけれども、会議室でご参加いただいておりますが、ぜひ参加可能な方は会議室での参加もお願いできればと思います。

それからワーキングについては9月20日に1件予定しておりますけれども、10月以降も随時これから入れていく予定でございます。ワーキングも2023年度はワーキングの数が少なかったんですけども、今年度については後半の10月以降もそここの数が入ります。これについては情報が固まり次第ご案内させていただければと思います。

○原嶋委員長 あと、共有事項についての確認をお願いしたいんですけど。

○池上 はい、すみません。事務局から追加で1点事務的な面で情報共有でございます。

第8期の助言委員会の運営方法について、今画像で共有されてますけど、多くの皆様ご存知のとおり、期が変わるタイミングで2年に一度細かい運営方法について微修正させていただいておりまして、ご承知のとおり、今回も新しく委員に就任いただいた皆様も含めて、ご意見をメールなどでいただいたうえで、皆様のご意見を反映し、コンセンサスが得られたものについて8月9日だったと思うんですけど、事務局からご連絡させていただきました。ですので、これ既にご了解いただいたものがありますけど、改めてポイントだけ、3点ですので3分でご紹介させていただきます。

まず、我々事務局からご提案をさせていただいた様々な点これらのほとんどが微修正なんですけれども、1点運営に実質的に影響するところがありました。全体会合の参加方法です。こちらは2010年の助言委員会を立ち上げ以降、会議室からの参加が原則という形で整理していたのですが、実態上はこれも皆様、ご承知のとおりコロナの影響によって第6期あたりから、一時期は完全リモートにしていた時期もありますし、最近でもリモートが基本で、そして会議室の参加もOKという形になっております。コロナの影響が出始めた頃は、コロナが終わればまた原則会議室参加に戻すというのが皆様の中の基本的なコンセンサスだったかもしれないんですけども、実際こうなってみて社会全体の仕組みも変わり、リモート参加を可能とする会議が一般的になってきましたので、その状況に合わせて、この助言委員会の会合についてもハイブリッドが原則ということに改めて整理させていただきました。これについても皆さんにご了解いただきました。

そして、委員の皆様からもご意見いただきまして、本日会議室でご出席いただいている田辺委員からもいろいろコメントいただきました。その中で公開資料の扱いについて、我々事務局の整理が十分に気づいてなかった所をご指摘いただきました。具体的には、全体会合やワーキンググループ会合で配布した補足説明資料について一般公開とするが、そのうち相手国政府の公開合意を取られていないものについては、委員のみに限定して公開すると今までしていました。これについては気づかなかったこちらが非常に恥ずかしいですけど、海外投融資については、相手国政府ではなくて事業者の合意が必要なので、その点を踏まえて相手国政府等の公開合意に修正すべきというコメントいただきまして、そのとおり修正させていただきました。なお、田辺委員から別件でもリモートでのオブザーバー参加者に対しての資料提供についてご提案いただきましたが、そちらは事務的な要因等を考慮させていただき対応の変更まで至ってないので、詳細のご報告は割愛させていただきます。いずれにせよ積極的なご提案大変ありがとうございました。事務局として感謝しております。

そして3点目はですね、鈴木克徳委員からモニタリング段階の報告の回数についてご意見いただきました。ご提案の趣旨としては、モニタリング段階の報告の回数について、現在、原則1回として運営しつつ、皆様ご承知のとおり、委員の皆様のご提案に基づいて助言委員会として2回以上報告する必要があると判断されたら2回以上の報告もちろん制度的にあり得るのですが、今までの整理の中で、1回のみ報告すると強調していましたので、ここはご指摘のとおり、のみという表現は使わずに、原則1回、つまりご提案があり委員会で認めたものであれば2回目もあるという形に改めて整理させていただきました。

以上、非常に細かい点で恐縮ですけども、今期の運営方法についての変更点について改めて情報を共有させていただきました。また、今後の2年間を通じてここを変えたほうがいいと言った点がありましたら、そしてまた第9期の委員に就任していただけたら、第9期に向けての議論の中で、またご意見いただければいいと思っております。

3分過ぎてしまいましたけど、私からの報告は以上となります。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、共有事項について、今ご説明いただきました。この点について何かご発言、ご質問等ありましたら承りますので、サインを送ってください。

これまでご発言いただいていないのは、あと二宮委員ですかね。二宮委員、いらっしゃいますか。

○二宮委員 よろしいですか、二宮です。

○原嶋委員長 どうぞ。

○二宮委員 今の話題ではないんですけど、遡ってほかの話題でもよろしいでしょうか。

○原嶋委員長 はい、どうぞ。

○二宮委員 すみません、最後にルワンダの案件にちょっと戻ってしまうんですが、発言のタイミングを逃してしまいました。

○原嶋委員長 ごめんなさい、すみませんでした。

○二宮委員 いえいともないです。それで1点だけお願いなんですけど、最後のスケジュールのところで、スコーピングのワーキンググループが来月あたりに恐らく行われて、それで現地説明会というのが11月と来年の7月というふうになっていますが、これ恐らく現地説明会というよりも、いわゆるステークホルダー、双方向のコミュニケーションの機会だと理解をいたしますけれども、その際に、今先程議論をたくさんいただいて、いくつかの重要な論点が出てきましたので、それに対してできるだけたくさん情報を整理して、ワーキンググループまでにはアップデートしていただくという話でしたので、それを受けて現地住民の方にも、ぜひもう少し詳しい情報をクリアにお示しいたいて、ご意見をいただくようにしていただくようにお願いいたします。

特に取水の方法ですね、地下なのか、表流水なのかという非常に重要なポイントも出ましたし、それから保護すべき自然保護区に相当する地域に、今かかる可能性のある代替案もあるということもありましたので、現地の方はですね、恐らく水をできるだけ便利に使えるようにしてほしいというご希望がまず第一にあると思いますけれども、そのような他の影響があるというようなことを、お示しいたいて議論していただければ、よりいいのではないかと思いますので、その点をお願いしておきたいと思います。よろしくお願いします。

○原嶋委員長 はい、どうもありがとうございました。すみません、ちょっと対応が遅れました。

○二宮委員 いえいえ、大丈夫です。

○原嶋委員長 はい、それは全体を含めまして何かご質問等ありましたら承りますので遠慮なく、サインを送ってください。

○重田委員 重田ですけど、1点。

○原嶋委員長 どうぞ。

○重田委員 資料の公開の件ですけれども、事前説明会で配布された委員のブリーフィング資料の中に、各説明があってJICAガイドラインの概要とか色々あるんですけども、ここの資料はちょっと前問い合わせたら公開不可っていうか、配布はしないでくださいっていうふうにならうとアドバイスを受けたんですけども、それは間違いないでしょうか。よろしいですか。ちょっと確認させてください。

○原嶋委員長 どうぞ、審査部のほうで対応をお願いします。

○池上 はい、事務局、池上です。

はい、ご連絡いただいた時にこちらから回答させていただいたとおり、資料については公開不可となっておりますので、何卒ご理解いただければと思います。

○重田委員 はい、わかりました。

○原嶋委員長 田辺委員、よろしいですか。今の共有事項の件はよろしいですか。

はい、ほかございますでしょうか。これで最後になりますけども、何か全体を通じてご質問、あるいはご発言ありましたら承りますので、サインを送ってください。事務局といいますか、審査部側なにか補足ありますでしょうか。

○池上 特に補足事項ございません。ありがとうございます。

○原嶋委員長 はい、それでは特にないようでしたら、本日の第160回の全体会合、これで終了させていただきます。ちょっと長い時間になりました、申しわけございません。

本日はどうもありがとうございました。

閉会 16:17